



紹介手数料の返還について

当社がご紹介した当社の登録者が御社へ入社後、本人の責に起因する事由により退職した場合には、民法第420条（賠償額の予定、違約金）に準拠し、一部または一定割合の額を返還いたします。

また、採用決定後の勤務成績又は作業能率が著しく不良で向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められた場合に、当社は入社後の経過期間に応じ以下の割合で御社にお支払い頂いた手数料を返還いたします。

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 入社7日未満 | 返還額＝紹介手数料の100% |
| 2. 入社1ヶ月未満 | 返還額＝紹介手数料の80% |
| 3. 入社3ヶ月未満 | 返還額＝紹介手数料の50% |
| 4. 入社3か月以上 | 返還額なし |

但し、雇用条件の明らかな相違や、パワハラ、セクハラ、その他各ハラスメントなど御社の瑕疵又は入社後における組織上での理由に起因する退職、御社の都合による解雇または当該採用者の死亡など、不測の事態により退職せざるを得なくなった場合には本件紹介手数料の返還は適用されませんのでご注意ください。

ふくやま医療求人センター
ふくやま介護求人センター
ふくやま教育求人センター